

トルコ知的財産レポート 2013

— トルコの知財状況, 料金表比較, EPC 出願の留意点など —

会員 吉田 哲^{*}, 会員 岡山 新史^{**}



要 約

欧州特許条約加盟国の中で、経済成長が著しい国の一つはトルコといえるであろう⁽¹⁾。2020年の夏オリンピック招致の最終候補地の一つでもある。経済成長とともに知的財産権への意識も高まっていると予想され、近年は、日本企業もトルコ出願を検討していると耳にする。そこで、イスタンブールの特許事務所を実際に訪問し、特許弁護士にトルコの特許事情について話を聞いてきた。以下、トルコの特許情報及び事務所情報を紹介する。

今回は、欧州特許事務所 (Plougmann & Vingtoft) に勤務する岡山弁理士に協力いただき EPC 出願 (European Patent Convention: EPC) に関する費用及びコメントも紹介する。

目次

1. 知財データ
 1. 1 登録弁護士数
 1. 2 出願数
 1. 3 トルコ特許制度
 1. 4 トルコの商標制度
2. トルコ特許事務所訪問
 2. 1 訪問先選定の方針
 2. 2 訪問先
 2. 3 概要及び知財状況
 2. 4 各事務所の特徴
3. 料金表
 3. 1 特許
 3. 2 商標
 3. 3 EPC 出願を効率的に行うポイント

終わりに

【総括】

トルコの知財状況と、特許事務所を訪問して得た情報は次の点である。

- 特許も商標も出願件数は増加傾向、特に、商標の国内出願の増加が顕著
- 特許の国内出願の増加から、国内産業の成長がうかがえる
- 出願件数増加のおかげで、トルコ事務所のビジネスは好調な印象
- 欧州企業との連絡は英語であり、英語を使った連絡に大きな支障はない印象

1. 知財データ

トルコ特許庁 (Turkish Patent Institute) には、どの程度の弁護士が登録され、特許/商標業務を行っているのでしょうか。トルコ特許庁の HP では統計資料を公表しているので、以下、主要項目を紹介する。

なお、トルコ知財情報については、日経知財 Awareness で国別の出願件数の経緯が 2010 年に紹介されている⁽²⁾。国内特許事務所からもトルコを新興国の一つとして知財情報が提供されている⁽³⁾。トルコ JETRO からは模倣対策マニュアル (トルコ編) が 2007 年に紹介されている⁽⁴⁾。日本特許庁からは、トルコの知的財産制度について資料が提供されている⁽⁵⁾

1. 1 登録弁護士数

トルコ特許庁の登録弁護士の数は次の通りである (2013 年 3 月)。

特許弁護士：451 名

商標弁護士：800 名

関連サイト：http://www.tpe.gov.tr/portal/default_en.jsp?sayfa=180

弁護士の名前、住所、所属事務所が一覧される。興味ある点としては、特許弁護士よりも商標弁護士の登録数が多い点であった。後述する出願数にも関連する

^{*} Muncy, Geissler, Olds & Lowe, PLLC, Patent Agent

^{**} Plougmann & Vingtoft, Ph.D, Japanese Patent Attorney (日本国弁理士)

が、2013年時点では商標出願が知財業務の中心を担っている印象である。トルコ市場に外国企業が入っていくためには、商標確保が最優先ということなのであろう。

1.2 出願数

特許と商標の出願数はどの程度あるのだろうか。1995年からの出願数の経緯を紹介する。以下のチャートは、トルコ特許庁の公表データ⁽⁶⁾を基に作成した。

(1) 特許出願件数

以下、国内企業による出願 (Domestic Applications) と外国企業による出願 (Foreign Applications⁽⁷⁾) の出願数を示す。

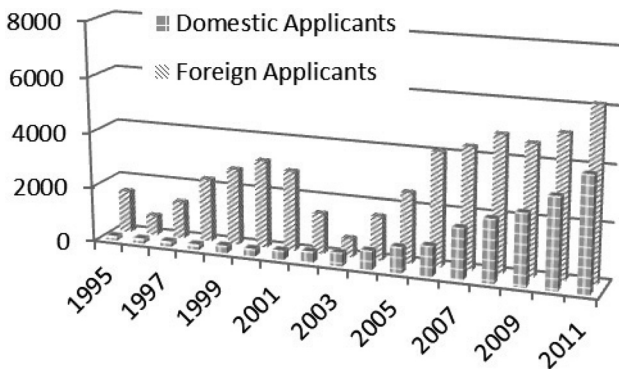


図1 特許出願件数

小さな変動はあるものの、2003年以降は内外の出願は増加傾向といえる。特に、国内出願の着実な増加は、国内経済の発展を示唆していると考えられる。

2011年に注目すると、国内企業から4,000件、外国企業から6,000件と全体で1万件と少ない。しかし、国内出願の何割かはPCTやEPCを通じて外国に出願されていると考えられる。もちろん、日本への出願もあるであろう。

例えば、トルコの経済成長の一つの指針として、ゲーム産業の成長が挙げられる。2013年3月に行われたGame Developer Conferenceには、世界中のゲーム開発企業が集まるイベントであり、今年はトルコのゲーム開発会社が出展している(驚き)といった記事が紹介されている⁽⁸⁾。トルコには現在14社のゲーム開発会社があるという。

(2) 地域別データ

国内出願については、地域別の出願数の統計も発表されている⁽⁹⁾。出願件数が多い上位3つは次の3都市である。

- ① ISTANBUL 1,201件
- ② ANKARA 338件
- ③ BURSA 225件

出願件数は、2012年の1月～10月までの統計である。

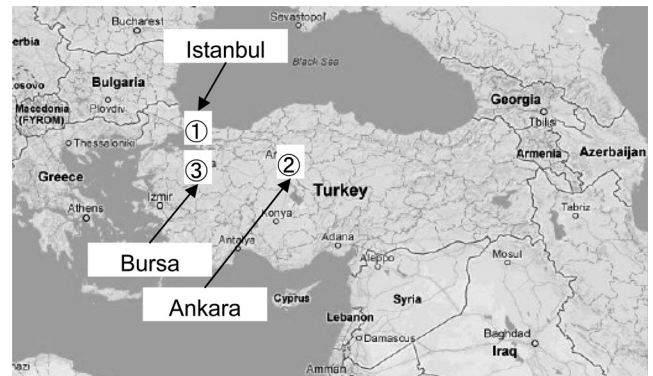


図2 地域別出願件数

これらの地域に、特許出願に経験のある特許事務所が存在すると思われる。なお、トルコ特許庁 (Turkish Patent Institute) が存在するのは、① Istanbulではなくて② Ankaraである。

(3) 商標出願件数

商標出願の件数は次の通りである⁽¹⁰⁾。

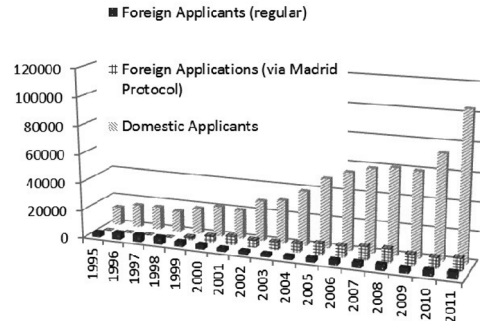


図3 商標出願件数

商標出願件数は順調に伸びており、2011年では10万件以上である。特許の1万件的10倍の出願であり、知財業務は商標中心といえるかもしれない。

特許では外国企業による出願が国内企業の出願を上回っていたものの、商標では、国内出願が外国出願を上回っている。また、その出願増加の傾向も大きいといえる。特に、2001年を境に増加傾向が顕著に現れている。2009年に一度停滞するものの、これはリーマンショックの影響なのだろうか。

その他、マドプロ経由の出願は、国内出願ほどでないにしても長期的には増加傾向といえる。

1. 3 トルコ特許制度

現行のトルコの特許法は、欧州諸国との知的財産制度の調和を目的に、1995年に制定されている。知財の特別裁判所の設立もトルコ特許法148条に定められている。今回話を聞いた一人の代理人は、トルコ政府はプロパテント政策を進めている、とコメントしていた。

ある特許事務所のWEBでは、商標侵害に対する刑罰適用は過去に条文が削除されたものの、民事訴訟であれば、知財権利者保護のためにトルコ裁判所は排他権の行使を比較のためらわないと紹介している⁽¹¹⁾。ただし、医薬の分野ではトルコ特許制度はまだ未熟との意見も上げられており、知財保護の有効性については今後の調査が必要と考える⁽¹²⁾。

1. 4 トルコの商標制度

(1) 概要

トルコの商標制度は、出願審査制度(29条)を採用しており、存続期間は出願後10年であり、その後10年毎に更新可能である(40条)。出願公告(33条)後、3ヶ月以内に異議申立可能である(35条)。また、登録商標の無効判断は裁判所によりなされ(42条)、登録後5年以内の不使用(14条)は無効理由(42条(c))となる。なお、立体商標は登録され得るが、色そのものは登録できない。

(2) 欧州共同体商標出願について

欧州広域で商標権を取得するには、欧州連合(EU)の商標制度であるCTM(欧州共同体商標出願)をOHIM(欧州共同商標意匠庁)に出願することになる。トルコは、欧州特許条約(EPC)の批准国ではあるが、欧州連合(EU)の加盟国ではない。よって、トルコの事務所はCTM(欧州共同体商標出願)の代理人は、現在時点においてはできない。なお、2013年現在、トルコは欧州連合(EU)の加盟予定国としては名を連ねている。

2. トルコ特許事務所訪問

これらの出願を取り扱う特許事務所はどのようなところなのであろうか。今回は、2つの特許事務所を訪問し、料金表を含め、トルコの知財状況や業務内容について伺った。料金表については次の節で紹介する。

2. 1 訪問先選定の方針

訪問先の選定としては、総合法律事務所ではなく、

知財を専門にする中小事務所とした。今回のトルコ訪問の目的は、トルコの知財状況を知ることのほか、実際に業務を依頼できる事務所を探すことでもあった。渉外業務に長けた大手事務所であれば、そつのない業務は期待できるものの、いずれ高額のコストに悩まされ、事務所変更が余儀なくされるおそれがある。一方、中小事務所には事務処理能力に難のある事務所も含まれるであろうが、専門性が高く、かつ、代理人費用も良心的である事務所が期待できる。今回は知財専門の中小事務所に絞ってコンタクトを行った。

2. 2 訪問先

以上の方針から、イスタンブールの10の事務所にEmailで連絡したところ、訪問OKの連絡をくれたのは3つであり、その中で2つを実際に訪問した。上記選定方針に従い、いずれの事務所も弁護士が15名以下の中小サイズの事務所である。

2. 3 概要及び知財状況

(1) 景気

いずれの事務所も、依頼数が増加しており好調な様子であった。経済発展に伴い、知財保護を求める企業が増加しているということであろう。いずれの事務所も外国からの依頼はありがたいであろうが、日本からの出願依頼に飢えたそぶりは見せなかった。十分に忙しいといった印象である。

(2) 知財状況

トルコの知財状況について話を伺うと、トルコ政府も諸外国同様にプロパテント政策を進めているとのことであり、「トルコの出願件数の増加は国内企業だけでなく欧州企業もトルコ市場での知財保護の重要性を理解しているからであろう」とのコメントであった。伺った話の一つでは、米国企業が不正競争(trade dress)を根拠に模倣品排除を訴えたものの勝てなかった事例を紹介してくれた。米国では多くの特許権が成立していたとのことなので、トルコでも特許を所有していれば自社製品を守れたはず、との意見であった。

権利取得だけでなく、権利行使もできなければ意味がないが、弁護士の意見として「外国企業であってもトルコ裁判所は公平に判断してくれるのではないかと」、との意見であった。証拠はないものの、彼らの話しぶりを見るかぎり、外国企業に著しく不利といった傾向はないように思えた。

トルコにも実体審査を行わずに登録を認める実用新案制度 (154 条～170 条) があるものの、弁護士の意見として権利の信頼性が低く、特許が望ましいとの意見であった。低額で実用新案権で満足するのか、それとも高額で特許権を取得するのか？この問題は、日本同様に、トルコ知財戦略でも問題の印象である。

(3) 英語での業務

日常業務において、欧州企業との連絡はすべて英語であり、英語での連絡に大きな問題はないとの説明である。英会話においても、トルコ風のアクセントはあるものの、聞き取れないほどの問題ではなかった。日本人とトルコ人であれば、お互いに英語は第二言語であることから、むしろゆっくりとしたスピードで理解しやすいぐらいであった。実際の業務では、英語の流暢さよりも手続きの早さと確実さが要求される場所、この点については今後の調査対象といえる。

2. 4 各事務所の特徴

訪問した二つの事務所にはそれぞれ特徴があった。以下訪問した事務所を A 事務所と B 事務所として紹介する。概要として A 事務所は渉外中心の商標事務所、B 事務所は国内中心の特許事務所といった印象であった。次節で紹介する料金表の説明と併せて、トルコ知財事務所の一例を紹介する。

(1) A 事務所

A 事務所では 4 名程度の弁護士ながら 2,000 件の商標出願を行っているという。特許も年間で 200 件以上取り扱っているというものの、商標がビジネスの中心であることは間違いなさであろう。顧客の多くも欧州であるということから、少人数でありながら、渉外業務を極めて効率的に処理している印象であった。

(2) B 事務所

B 事務所の国内外の顧客の比率は、45% が外国で、55% がトルコ国内企業であるといい、国内企業向けの特許業務がビジネスの中心ということであった。トルコの経済発展を考えれば、国内企業の出願があっても不思議ではないもの、実際に訪問するまでは、それだけの特許出願がトルコ企業からあるとは想像しておらず意外であった。B 事務所は、発明者と相談して明細書を作成する業務が本業であるとの説明であった。この点で、渉外専門の事務所ではない。

訴訟案件については、訪問時点で 10 件の紛争案件 (訴訟、ライセンスなど) が継続しているとの説明で

あった。この説明が本当であれば、トルコでは、すでにそれなりの知財紛争が国内で生じているということなのであろう。

3. 料金表

上記 2 つの事務所からは標準料金表を提供してもらった。トルコ相場を目安として、いくつかの項目を紹介する。

3. 1 特許

特許の料金表を紹介する。単位は EUR である⁽¹³⁾。A 事務所の料金表は、EUR と US ドル表記であり、いずれか一方の選択が可能であった。一方、B 事務所の料金表は EUR 表記だけであった。今後、北米圏からの依頼が増えれば US ドル換算の支払いが可能になるかもしれない。円建ての支払いの可能性については相談しておらず現時点では不明である。

(1) パリルート、PCT 経由

| | A 事務所 | B 事務所 |
|-----------------------|-----------------------------|---|
| 国内出願 | 240 | 500 |
| 優先権主張 | 120 | 75 |
| PCT 国内移行 | 320 | 500 |
| 中間処理の時給と 1 応答の平均費用 範囲 | 300/hr | 250/hr 1,000-2,000/応答 |
| 年金 | 2~10 年目, 80 11 年目以降, 120 | 2~4 年目, 120 5~10 年目, 150 11 年目以降, 200 |

(補足) 国内事務所の役割

上記は、トルコ特許事務所の標準料金表であり、依頼者によってはボリュームディスカウントが提供される場合もあるであろう。しかし、一企業がいきなり年間数十本といったトルコ出願を約束することは現実には難しいのではないであろうか。そうであるならば、国内事務所が複数の日本企業からのトルコ出願を束ねることができれば、その事務所が数社を代表して料金交渉ができるかもしれない。海外出願における国内事務所の役割は難しくなっている。このような料金交渉は、国内事務所の一つの役割といえるのではないであろうか。

(2) EPC 経由の移行手続き

EPC 経由で特許を取得する場合、トルコ特許庁に EU 特許を移行させることと、トルコ語による翻訳を提出する必要がある（ロンドン合意書をトルコは批准していない）。移行費用の多くは翻訳代が占めることとなる点には注意が必要であろう。

| | A 事務所 | B 事務所 |
|----------------------|-----------------|-----------------|
| EPC の移行 (Validation) | 280 | 250 ~ 350 |
| 翻訳費用 (EN → TK) | 10/100 EN words | 18/100 EN words |

(3) EPC 出願

トルコは EPC 加盟国であり、トルコ事務所を通じて EPC 出願が可能である。一説には、英国やドイツ代理人の費用は高く、南欧の事務所は費用が安いといわれるが本当であろうか。もし本当であれば、トルコを通じて EPC 出願をすることに料金面でのメリットはあるのではないであろうか。以下、EPC 出願に関する費用について、上記 A 事務所と B 事務所のほか、デンマーク所在の C 事務所の費用を参考として紹介する。

| | A 事務所 | B 事務所 | C 事務所 |
|-----------------------------|-------------------------------|---------|------------|
| 出願費 (Filing) | | 550 | 1300 |
| 調査費 (Search) | | 200 | |
| 優先権書類の提出 | 900 (via PCT) 750 (Direct) | 140 | |
| 指定費 (Designation) | | 200 | |
| 審査費 (Examination) ※ 1 | | 400 | |
| 優先権主張 | ? | 100 | |
| 中間処理 | 350/hr | 250/hr | 230-365/hr |
| 維持年金 (Payment of Annuities) | 100 | 120-200 | 198 |
| 合計 ※ 2 | (850~1000) + a | 1710 | 1498 |

※ 1 PCT 経由の場合、欧州移行時に審査請求が必須の要件となる。

※ 2 欧州特許庁に係属第 1 年目における事務所費用の合計

EPC 出願をする際、出願に要する基本料金の他、調査費用、審査請求（PCT 経由の場合、必須となる。EPC R.159(1)(f) 等の費用も考慮しておく必要がある。上記表は、これら必須となるサービス項目に対する各事務所の費用を示したものである。

以上より、合計に示す金額では、A 事務所が割安であるものの、中間処理の時間給が高めに設定されてお

り、実際の中間処理費用範囲はどうなるのか興味あるところである。EPC 出願では出願費用だけでなく、中間処理費用も大きな割合を占めることとなる。今後、詳細な比較件等が必要になるであろう。少なくとも、代理人の中間処理の時間給を比較する限り、トルコの事務所も欧州事務所と同様の額を提示しているといえる。

この他、欧州特許出願においては、欧州特許庁に係属している際に支払う維持年金に要する費用も留意しておくべきであろう。つまり、庁に係属する年数が長いほど無用な出費を強いられるのである。日本から PCT 経由で欧州に移行する場合、国際調査機関として日本国特許庁を指定するのが一般であるが、この場合欧州特許庁は補充欧州調査報告を独自に作成する。その名のとおり、「補充」的な意味合いのものであるため、作成の優先順位が低く、場合によっては数年待たされることもあるのである。そこからさらに実体審査に時間を要するため、欧州特許が付与されるまでに払い続ける維持年金、及びその管理に要する事務所費用についても十分考慮しておくべきである。なお、作成に要する時間は技術分野によって大きく左右されることも付記しておく。

今回紹介した費用はあくまで各事務所が提供している標準価格であり、依頼の仕方や案件数によってはディスカウントの余地はあると考える。また、小額な請求書のやり取りを避ける点でも、参考の C 事務所のように必要経費をすべて一括で請求する固定費の考え方もあるであろう。このような交渉については、出願前に行ってみることは価値があると考えられる。

3. 2 商標

| | A 事務所 | B 事務所 |
|-------|-------------|----------------|
| 商標出願 | 300 (1 区分目) | 350 (1~3 区分まで) |
| 追加区分 | 60 (2 区分以降) | 100 (4 区分以降) |
| 優先権主張 | 40 | 100 |
| 登録更新 | 160 | 275 |

3. 3 EPC 出願を効率的に行うポイント

EPC 出願には、日本の実務と異なるルールがあり、これらの点は欧州事務所への依頼時に対応しておくことで、無駄な代理人費用を削減することができる。以下、簡単に説明する。

① 出願時の補正書提出

PCT 経由の場合、国際段階のクレームスタイルを、以下に示す②～⑥に留意して欧州スタイルに合わせて補正する場合、欧州移行時と同時に補正書を提出する(EPC R.159(1)(b))のが得策であろう。欧州移行後に補正すると別途事務所費用が発生するが、補正書及び補正の根拠等を自ら準備しておき、移行と同時に提出するよう現地代理人に指示することで、補正に要する費用を出願費用に含ませることが可能となるからである。

② クレーム数

クレーム数が16以上になると序に追加費用を支払う必要があり、事務所によっては、これらに応じて費用が生じる場合がある。よって、可能であれば15以下にしておくことを勧める。なお、16以上になると1クレームにつき225EUR、51以上になると555EURが序費用として加算される。

③ 1 カテゴリー 1 独立クレーム

所定の例外(EPC R.43(2))を除き、各カテゴリーにつき1つの独立クレームしか記載することができない。複数含む場合、いずれをサーチ対象とするのかの指定や、未サーチクレームの削除補正あるいは分割等の費用が発生することとなるため、注意が必要である。

④ クレームのスタイル

クレームのスタイルとしては原則として2パートフォームが推奨されている。しかしながら、実務的には米国スタイルであっても問題がない場合が多い。米国スタイルのクレームセットがすでに準備されているのであれば、それをできるだけ利用するほうが効率的といえよう。

⑤ クレームの文言

明細書に記載されている文言をできるだけ「そのまま」用いるようにする。欧州における審査はこの点が極めて厳格だからである。かかる記載不備の補正について、現地代理人に補正の根拠の明確化及び補正の正当性の主張を依頼すると、とたんに費用が高むこととなる。

⑥ クレームの参照番号

欧州クレームでは、構成要素には参照番号が付されていなければならない。この作業を代理人に依頼するとなると少なくとも1時間以上、\$500程度の費用が発生することとなる。日本実務では、請求の範囲に参照番号は使わないとしても、欧州出願への翻訳時には

参照番号付きのクレームを準備することが費用削減のポイントとなる。

終わりに

以上、簡単にトルコ情報を紹介した。今回の訪問で苦労したのはメールで訪問希望を伝えても返事をくれない特許事務所があったことである(5件以上は連絡がなかった)。対象を中小事務所に絞ったこともあり、いきなりの海外からの訪問に戸惑いがあったのではないかと察する。一方、実際に訪問した二つの事務所は、小規模ながら海外からのゲスト対応に慣れた印象であり、事務所による違いが大きいのかもしれない。

今回は、訪問できなかったものの、Istanbul以外にもAnkaraにも特許事務所が存在する。また、実際に仕事を依頼するのであれば、大規模事務所の料金形態なども収集し、比較・検討する必要があるであろう。

イスタンブールを訪問し、気がつくことは、いたるところで行われている道路工事、建設現場であった。まさに経済成長の過程なのであろう。訪問の目的はトルコへの特許出願を意識したものであったものの、表1に示すように国内出願も増加しており、その中には将来日本出願が計画されているものも含まれるであろう。外内出願を探る日本の特許事務所にとって、将来のビジネスチャンスはトルコに存在するかもしれない。少なくともその可能性は感じられた。

以上

注

(1) ジェトロセンサー 2013年1月, page 6-7:

http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07001186/world_international_business.pdf

日系企業の関心は、インドや中国だけでなく、イランやトルコなどインド西方市場にも広がっていると紹介する。更に、政府間の働きでは、二国間FTAの取り組みとして、トルコと政府間研究会が始まったと紹介される。

(2) 日経知財 Awareness 「新興国の知的財産権制度の現状：トルコ増加の特許、商標出願」:

<http://chizai.nikkeibp.co.jp/chizai/gov/20100423.html>

(3) 原謙三国際特許事務所, 新興国情報 (BRICs, VISTA, etc) :

http://www.harakenzo.com/jpn/rising_nation/turkey.html

トルコが注目される理由、知財制度の概要などがコンパクトに紹介されている。

(4) JETRO 「模倣対策マニュアル トルコ編」(2007.03) :

<http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/manual/pdf/turkey1.pdf>

トルコ特許制度の説明から権利行使に至るまで網羅的に記載される (148 ページの大作)。

- (5) 日本特許庁, 外国産業財産権侵害対策等支援事業, トルコ:
<http://iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/miniguide.html>
 特許, 実用新案, 意匠, 商標制度の説明, 料金表, 留意事項
 などが紹介される。
- (6) TPI Statistics (Years):
http://www.tpe.gov.tr/portal/default_en.jsp?sayfa=124
- (7) Foreign Application の意味については, 正直なところ定か
 ではないものの資料から判断すると外国企業によるトルコ出
 願もしくは国内移行と推測した。
- (8) 新 清土, アゴラ “多様な広がりを見せるゲーム開発の世界”
<http://agora-web.jp/archives/1526825.html>
- (9) TPI Statistics (Citis):
<http://www.turkpatent.gov.tr/dosyalar/istatistik/patent/u>

m_applications_with_respect_to_cities_monthly.pdf

(10) TPI Statistics (Year):

http://www.tpe.gov.tr/portal/default_en.jsp?sayfa=136

(11) Dis Patent Tips:


http://www.dispatent.com.tr/eMerakDetay_2/Is_enforcement_of_IP_rights_in_Turkey_easy_?

(12) International Law Office, “Hurdles to effective pharmaceutical patent protection in Turkey” (2013.03.13):

<http://www.internationallawoffice.com/newsletters/detail.aspx?g=4a105d65-9a0f-4b34-ae5c-7242d8c78d39>, トルコでの
 権利行使の問題点として, 訴訟経験のある技術専門家の不
 足, 被告証拠へのアクセスの問題, 欧州特許制度との違いが
 指摘される。

(13) 2013 年 3 月 24 日時点, 1 EUR = ¥122.7 である。

(原稿受領 2013. 4. 18)



ヒット商品は こうして 生まれました!

平成25年
改訂版

ヒット商品を支えた知的財産権

「パテント・アトニー誌」で毎号連載
 しております、「ヒット商品を支えた知的財
 産権」。

こちらの記事を一冊にまとめた「ヒット商
 品はこうして生まれました!」の平成25年度
 改訂版が完成いたしました。

従来手帳サイズだった本誌をA5サイ
 ズにリニューアルし、より見やすさをアップ!
 是非ご覧いただき、知的財産、更には
 弁理士への理解を深めていただければ
 幸いです。

◆本誌をご希望の方は、panf@jpaa.or.jp までご一報ください。

